

## 後期高齢者医療被保険者証・保険料額決定通知書を発送します

問 国保年金課 ☎ (93) 4085

### 【保険証の一斉更新】

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証は7月31日に有効期限が切れず。8月1日から有効となる新しい保険証を、7月中旬に「簡易書留」で郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をお願いします。

※令和4年度は、10月1日から医療費の自己負担割合が見直しされることにより、一定以上の所得があるかたは現役並み所得者を除き、医療費の自己負担割合が2割になります。見直しに伴い、10月1日から使用していただく保険証は、9月中旬に「簡易書留」で郵送します。

### 【保険料額決定通知書を発送】

令和4年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書（保険料納入通知書）を、7月15日（金）に発送します。

この通知書で、被保険者の納付する年間保険料が確定します。納付方法は、通知書で確認してください。

#### ○年金天引き（特別徴収）の人

年金の年額が18万円以上の人は、原則、年6回、年金からの天引きにより納付となります。4・6・8月分は仮算定された保険料を年金天引きしますが、10・12・2月分は確定後の保険料額から仮算定分を差し引いた額を3回に分けて年金天引きとなります。

※年金天引きされている人でも、口座振替で納付することができます。詳しくは問い合わせてください。

#### ○個別納付（普通徴収）の人

年金が、年額18万円未満の人や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える人は、年金天引きの対象にはなりません。同封してある納付書で7月から翌年2月までの毎月（計8期）、期限内に市指定の金融機関窓口などで納付してください。また、口座振替により納付している人は、納期限までに入金確認をお願いします。

#### ○10月から特別徴収（年金天引き）となる人

7～9月までの3期分は、普通徴収（納付書または口座振替）により納付してください。

10・12・2月分は年金から天引きとなります。

#### ○その他

決定通知書により特別徴収（年金天引き）のご案内をした人でも、事情により年金から天引きできない場合があります。年金天引きができない場合は後日、普通徴収の納付書を送付します。

## 介護保険料額決定通知書・納入通知書を発送します

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

7月15日（金）に介護保険料額決定通知書・納入通知書を発送します。介護保険料は、サービス利用の有無にかかわらず、全員納めなければならないものです。介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できる介護保険制度にご協力をお願いします。

### ■特別徴収（年金天引き）

年金年額が18万円以上の人は、原則、年6回の特別徴収（年金天引き）です。前年度が特別徴収の人と、今年度の仮徴収（4・6・8月）が特別徴収の人は、本徴収（10・12・2月）分も年金から特別徴収されます。

また、今年2月までに65歳になった人や市に転入した人で、現在普通徴収の人は10月からは特別徴収になります。

### ■普通徴収（個別納付）

特別徴収の対象とならない人は、普通徴収（個別納付）になります。

送付された納入通知書により、市指定の金融機関窓口やコンビニなどで納付してください。

※納付には口座振替が便利です。

### ■その他

次の人は保険料が変更になりますので、後日、保険料額変更通知書を送付します。

○被保険者の世帯で、期日より遅れて確定申告した人がいるとき

○年度の途中で他市町村へ転出した場合など

※介護保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用したときの費用が全額自己負担になるなどの滞納措置があります。